

釧路市地域材利用推進方針

平成23年10月12日 策定

釧路市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、釧路市内の森林から産出された木材（以下、「地域材」という。）の公共建築物等における利用の促進を図るために必要な事項を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

公共建築物での地域材の利用を促進することは、地域の林業・林産業の活性化と適切な森林整備を進めるうえでも極めて重要である。

本市は、阿寒、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、ヒブナの生息地として天然記念物に指定されている春採湖など、貴重で豊かな自然に恵まれている。なかでも行政面積の74%を占める森林は、木材の生産のみならず、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や水源のかん養などの多面的機能を有しているほか、四季折々の美しい景観により安らぎを与えてくれる貴重な財産となっている。

しかし、木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えている林業及び木材産業等は、担い手の高齢化や木材価格の低迷などから事業活動が停滞し、一方で伐採の増加に造林が追いつかず伐採跡地が増加するなど、森林の有する公益的機能の持続的発揮や、木材の安定供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を市民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について市民の理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの市民の利用に供される公共建築物において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の方向

公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図るとの考え方
の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図
るものとする。

(1) 市の役割

市は、自らが整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、公
共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用について、より効
果的な促進に努めるものとする。

また、国・道などの関係機関、林業・木材産業関係者、地域住民等と連携しな
がら、地域材の利用に向けた体制整備に努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

市以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その
他の関係者は、本推進方針を踏まえ、市が実施する施策に協力して、適切な役割
分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及
び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進にあたっては、地域材の供給及び利用
と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材
製造業者その他の関係者は、市が講ずる関連施策に協力しつつ、釧路市森林整備
計画に従った適切な森林施業、及び間伐材や合法性等の証明された地域材の円滑
な供給に努めるものとする。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び
法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体
的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、病院・
診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業に供
される建築物が含まれる。

(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活
用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資す
るなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、
社会教育施設、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用にあたって、市は、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用にあたって、市は、特に第2の4の「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲」に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、市、道、国の補助事業等により整備される建築物についても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される備品・消耗品についても、地域材をその原材料として使用した製品（以下「地域材製品」という。）がある場合は、その積極的な利用に努めるものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の促進

市は、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を促進するため、森林バイオマスの安定的な供給の確保について検討を進める。

3 市の取組

市は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、釧路市有林における適切な森林整備を通じた材の供給、設計者や技術者の人材育成、市民に対する普及啓発、関係機関と連携した商品開発、地域材供給体制の整備など、効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発や、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

第3 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する事項

1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、市は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者と連携して、林内路網の整備、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有、地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また市は、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や、地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また市は、釧路工業技術センター等の機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第4 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

市は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、市は、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅等の建築に関する普及啓発、地域材による住宅等を建築する人材の育成に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

市は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、地域材製品の利用に努めるものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、本市の基幹産業の一つであり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、市は、畜舎やエゾシカ侵入防止柵などの農業用施設における低コスト化や、地域材利用の優位性を発信することなどにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

4 森林バイオマスの利用の促進

市は、市民への森林バイオマス利用の意義の普及啓発や、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用について、効率的な集荷システムや安定供給体制の構築に向けた検討を進める。

第5 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する事項

1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備にあたっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材利用の検討体制

林業・木材産業関係者と市で組織する「釧路森林資源活用円卓会議」において、公共建築物等における地域材利用のための総合的な検討を進める。

第6 地域材以外の木材・森林バイオマス利用に関する事項

公共建築物等における木材・森林バイオマス利用等にあたっては、地域材の利用を最優先とするが、地域材の調達が困難な場合は、運搬における二酸化炭素の排出抑制や持続的な森林経営の推進に配慮し、釧路市近郊産木材や北海道産木材、森林認証材等の優先的利用に努めるものとする。